

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者 1 名につき、就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50%まで (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者 1 名につき、就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50%まで 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者 1 名につき、就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30%まで (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者 1 名につき、就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30%まで 手数料負担者は 求人者 とします。

特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100万円まで 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者 1 名につき、就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50%まで (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者 1 名につき、就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50%まで 手数料負担者は 求人者 とします。
------------------------------	--

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 38-ユ-300216

i シティラボ株式会社

事業所の名称及び所在地 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 8 番 15 号

※返戻金制度はありません。